



発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

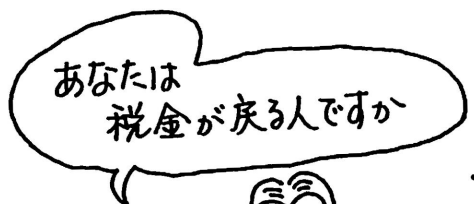
確定申告をすれば税金が戻る人

確定申告をする義務のない人の場合でも、源泉徴収税額や予定納税額が納め過ぎとなる場合や、翌年分以降の所得から控除することができる純損失及び雑損失の金額がある場合には、確定申告書を提出し、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。また、一定の範囲で純損失、雑損失の金額を翌年以降に繰り越すことができます。

給与所得者は、年末調整により大部分の方は年税額が確定しますが、年末調整では控除できない雑損控除、医療費控除などがあり、確定申告書を提出することにより還付を受けることとなります。

給与所得者で確定申告をすれば税金の還付を受けられる場合、主なものは次のとおりです。

- (1) 本年中に、災害、盗難又は横領により、住宅や家財について損失（災害関連支出を含む）を受け、雑損控除を適用できるとき（災害減免法による所得税の軽減・免除を受けることを選択できる場合があります）
- (2) 本年中に支払った医療費が10万円を超えるなど一定の支払いがあり医療費控除が受けられるとき
- (3) (1)、(2)のほか、年末調整では所得控除はしない寄付金控除、外国税額控除や、控除もれとなった国民年金などの社会保険料、生命保険料などの適用を受けるとき
- (4) 居住用家屋を取得するなど住宅取得等特別控除を受ける人で年末調整の際にその控除を受けなかった場合
- (5) 年の途中で退職した人で年末調整をされなかった人で源泉徴収された税金が納め過ぎとなるとき
- (6) 少額の所得者などで配当があり配当控除を受けることができる人
- (7) 原稿料などの収入が多くなく、その原稿料などの源泉徴収された税金が納め過ぎとなるとき



- ・雑損控除を受ける人
- ・医療費控除を受ける人
- ・年調で控除もれの水の社会保険料がある人
- ・中途退職者で納め過ぎの税金のある人
- ・配当控除を受ける人 (Fビザなど)